

# 神栖市不発弾等の発掘及び処理対策マニュアル

本マニュアルは、原則として、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予測され、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘された不発弾等又は工事現場などから発見された既発見不発弾等に関する処理対策を定める。

(手順は、図1-1「不発弾等発掘手順」及び図1-2「不発弾等処理手順」のとおり)

※ 不発弾等（不発弾及びその他の爆発物）とは、連合軍による砲、爆撃の際の不発弾及び旧日本軍が未処理のまま放棄した不発爆弾、砲弾等で、爆弾、砲弾（艦砲弾、各種火砲弾、迫撃砲弾）、ロケット弾、地雷、機雷、手榴弾、小火器弾、ガス弾（火薬が充填されているもの）及びその他未使用の爆発物をいう。

## I 「未発見不発弾」等の発掘

### 1 未発見不発弾等の確認

#### (1) 相談の窓口及び連絡

ア 市民等届出者からの不発弾の埋没情報などに関する相談窓口は、原則として防災安全課とする。

イ 相談を受けた防災安全課は、所轄警察署に連絡する。

連絡窓口	生活環境部防災安全課	TEL 0299-90-1149
------	------------	------------------

#### (2) 未発見不発弾等の情報収集等

ア 市長は、市民等の届出者からの具体的な相談を受けた場合、生活環境部長に指示し、次の内容について情報収集し、又は記録に基づく史実等の調査を行う。

##### 【主な収集情報】

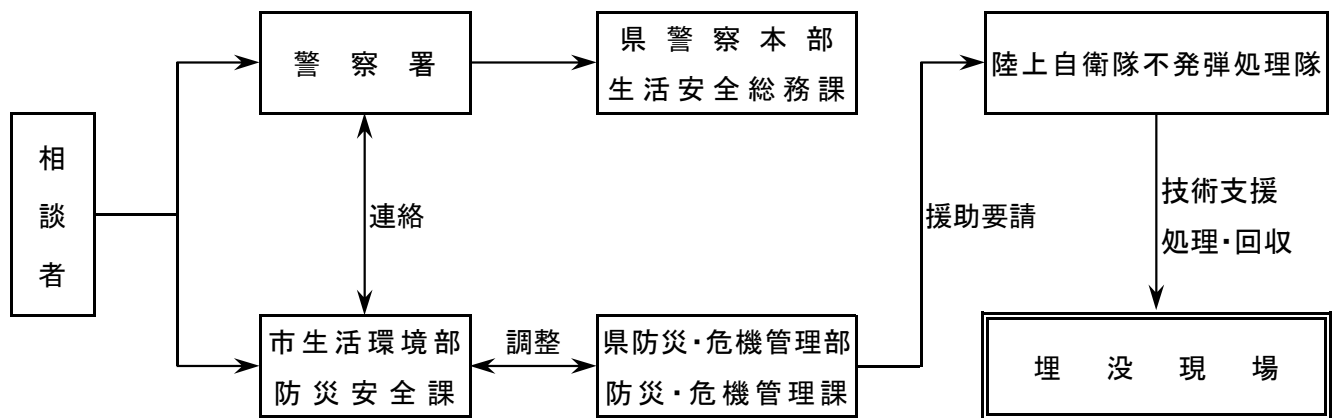
- |                  |
|------------------|
| 1 空襲（艦砲射撃）の年月日   |
| 2 推定埋没位置         |
| 3 空襲時（艦砲射撃）の目撃状況 |
| 4 推定埋没位置の現在の状況   |
| 5 他の目撃者の状況       |
| 6 土地所有者の確認       |
| 7 その他必要な情報       |

##### 【主な史実等の調査】

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1 情報提供場所周辺の住民聞き取り調査                 |
| 2 地史資料等の活用による事実関係調査                 |
| 3 過去の不発弾発見情報調査（爆撃機移動参考基準として周辺5km程度） |
| 4 旧軍の陣地・施設の情報調査                     |

イ 市長は、生活環境部長の報告に基づき、埋没の可能性が高まれば、不発弾の発掘の実施を決定する。

埋没が予測される不発弾等相談時対応フロー図



## 2 未発見不発弾等の発掘事前準備

事実確認等により不発弾等の埋没が確認され、本市による発掘の実施が決定された場合、以下により発掘に伴う事前準備を行う。

### (1) 発掘日程等の作成

本市による発掘の実施が決定された後の具体的な発掘日程については、概ね図2「未発見不発弾等の発掘及び処理日程」に掲げるところによる。

### (2) 交付金の申請

生活環境部長は、「不発弾等処理交付金交付要領」に基づき、茨城県（防災・危機管理部防災・危機管理課）を通じて内閣府に交付申請を行う。

【参 考】平成12年12月28日 内閣総理大臣官房管理室発行「不発弾等処理交付金交付要領」

### (3) 関係部課調整会議

生活環境部長は、埋没した不発弾等の探査を行うため、関係部課長と調整会議を行う。

### (4) 事前調整会議

生活環境部長は、不発弾等の探査終了後、概ね次の内容を協議するため、本市関係部課及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による事前調整会議を開催するものとする。

事前調整事項	1 各機関相互の発掘方針等の調整 2 各事務分掌に応じた役割分担の調整 3 発掘当日の行動等についての調整
--------	---

#### (5) 発掘計画の作成等

事前調整を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、本市関係部課及び関係機関は、「不発弾処理に伴う本市及び各機関の事務分掌」に応じて、次による発掘計画を作成する。

発掘計画項目	1	工事計画
	2	発掘に伴う建造物の移転計画
	3	交通機関の運行計画
	4	交通規制計画
	5	広報計画
	6	警備計画
	7	警戒区域設定と避難計画
	8	救急・救護計画
	9	発掘日までの保安計画
	10	その他必要な各機関別の行動計画

#### (6) 地元説明

生活環境部は、事前調整会議を踏まえ、発掘計画に基づき地元説明を行う。

### 3 未発見不発弾等の発掘

本市は発掘計画に基づき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。

発掘にあたり、住民避難・交通規制等の判断には、自衛隊等専門家の意見収集分析が必要であり、状況に応じて本市から自衛隊へ相談を行い、必要に応じ立会いを要請する。

【自衛隊の相談・要請先】

陸上自衛隊朝霞駐屯地 第102不発弾処理隊

### 4 未発見不発弾等の処理

発掘後の処理については、以下に定める「既発見不発弾」等の処理対策に準じる。

## II 「既発見不発弾」等の処理対策

工事現場などにおいて、偶発的に発見された不発弾等の処理対策について、次に定める。

### 1 連絡の窓口等

(1) 工事現場などから偶発的に発見され、処理作業に関する対応については、防災安全課を窓口とする。

(2) 相談を受けた防災安全課は、所轄警察署に連絡する。

通報伝達先 神栖警察署 TEL0299-90-0110

関係部課及び防災安全課は、茨城県警察本部生活安全総務課の行う調査に立ち会うものとし、状況により災害発生に備え、消防隊の派遣を依頼する。

## 2 処理対応

不発弾等処理の対応については、不発弾等そのものの除去と処理は、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、処理に至るまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、市民の安全対策等の対応については、一般的に市町村の責務とされている。

本市による発掘後の不発弾等又は偶発的に発見された不発弾等の処理については、県警察立会いのもと、自衛隊が行う。

ただし、処理作業に伴い爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合については、自衛隊と本市との役割分担を事前に確認するため、両者との間で協定を締結する。

また、処理にあたっての本市における体制等については、3「災害対策本部の設置」以下に定める。

### (1) 不発弾処理要請

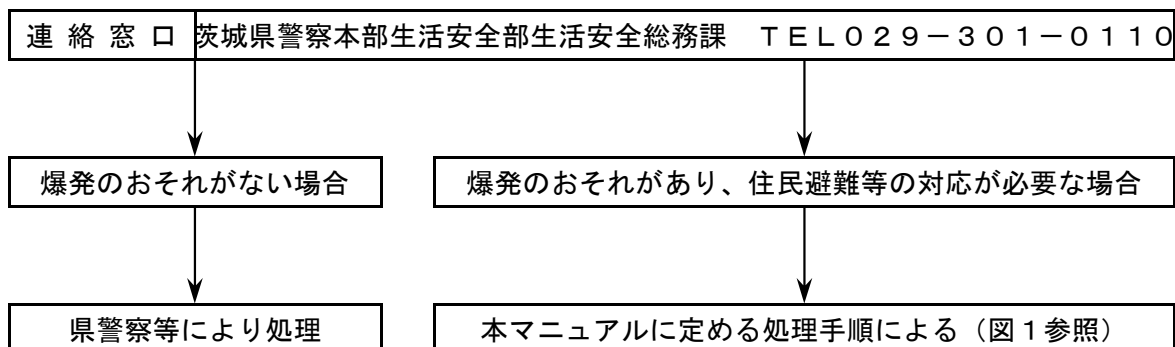
茨城県警察本部長が自衛隊に不発弾処理要請を実施する。

### (2) 関係部課調整会議及び不発弾処理調整会議

市長は、爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、必要に応じ処理用防護工事等を行うため、関係部課と調整会議を行う。

また、関係部課調整会議を踏まえ、本市関係部課及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催するものとする。

#### 【不発弾等の処理】



### (3) 自衛隊との協定締結等

不発弾処理調整会議を踏まえ、不発弾等の処理にあたって、本市と自衛隊において取り結ぶ主な協定内容は以下のとおりである。

協定の内容	1 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等） 2 本市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民退去等） 3 不発弾等処理を実施する期間等 4 その他処理に際して必要な事項
-------	---

【参考】昭和33年 7月 4日付4省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）

○不発弾の処理は、自衛隊が実施する。

○都道府県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。

○不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。

### 3 市災害対策本部の設置

- (1) 市長を本部長とし、不発弾等処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、市本部を設置する。この場合において、不発弾等を処理するために必要な警戒区域の設定が複数の地区に及ぶときは、各地区は相互に連携協力して円滑な対応ができるよう努めるものとする。
- (2) 市本部は、処理当日に設置し、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。
- (3) 市本部の組織及び構成は、図3「不発弾処理に伴う市本部の組織及び構成」に掲げるところによる。

### 4 警戒区域の設定

市長は、不発弾等処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定し、すべての住民及び車両等の退去と立入りを禁止する。

### 5 避難等の実施

市長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

実施事項	1 避難誘導班の配置 2 住民等に対する避難広報の実施 3 避難所の開設と運営
------	---

### 6 情報の受伝達

市長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する場所へこれらの情報を伝達する。

受伝達事項	1 不発弾等の処理作業の進行状況 2 避難所における避難者の状況 3 交通機関停止及び道路交通規制等の状況 4 その他必要な情報
-------	---

### 7 報道対応等

市本部長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

### 8 その他の連絡調整

国土交通省東京航空局成田空港事務所長に対し、各航空会社及び航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を依頼する。

【参考】危険空域は、不発弾処理現場の中心から、爆発想定規模に応じ設定される。

## Ⅲ 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法第84条の2に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及ぶため避難が必要である場合は、本マニュアルを準用する。

図 1 - 1 不発弾等発掘手順

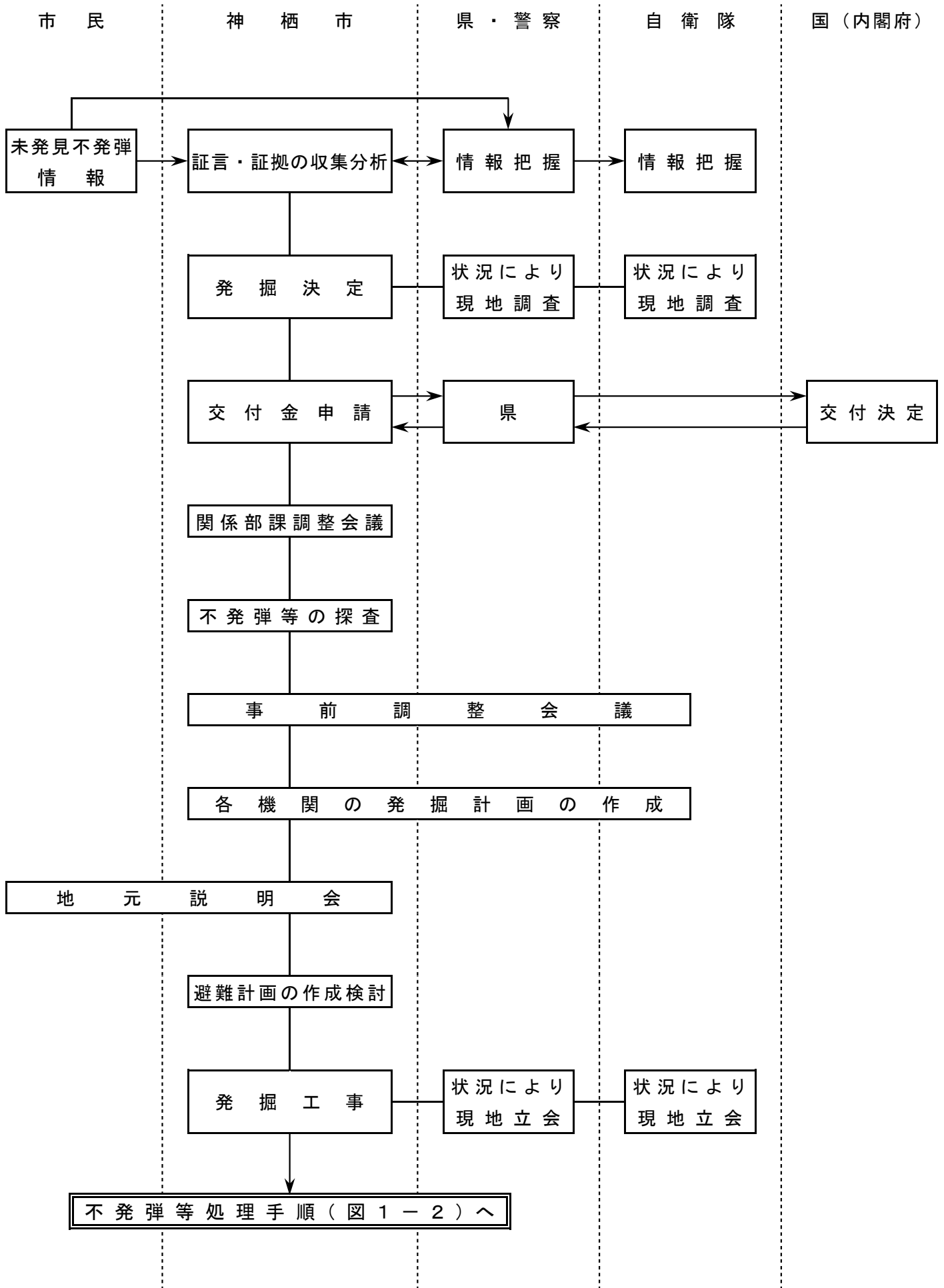


図 1 - 2 不発弾等処理手順

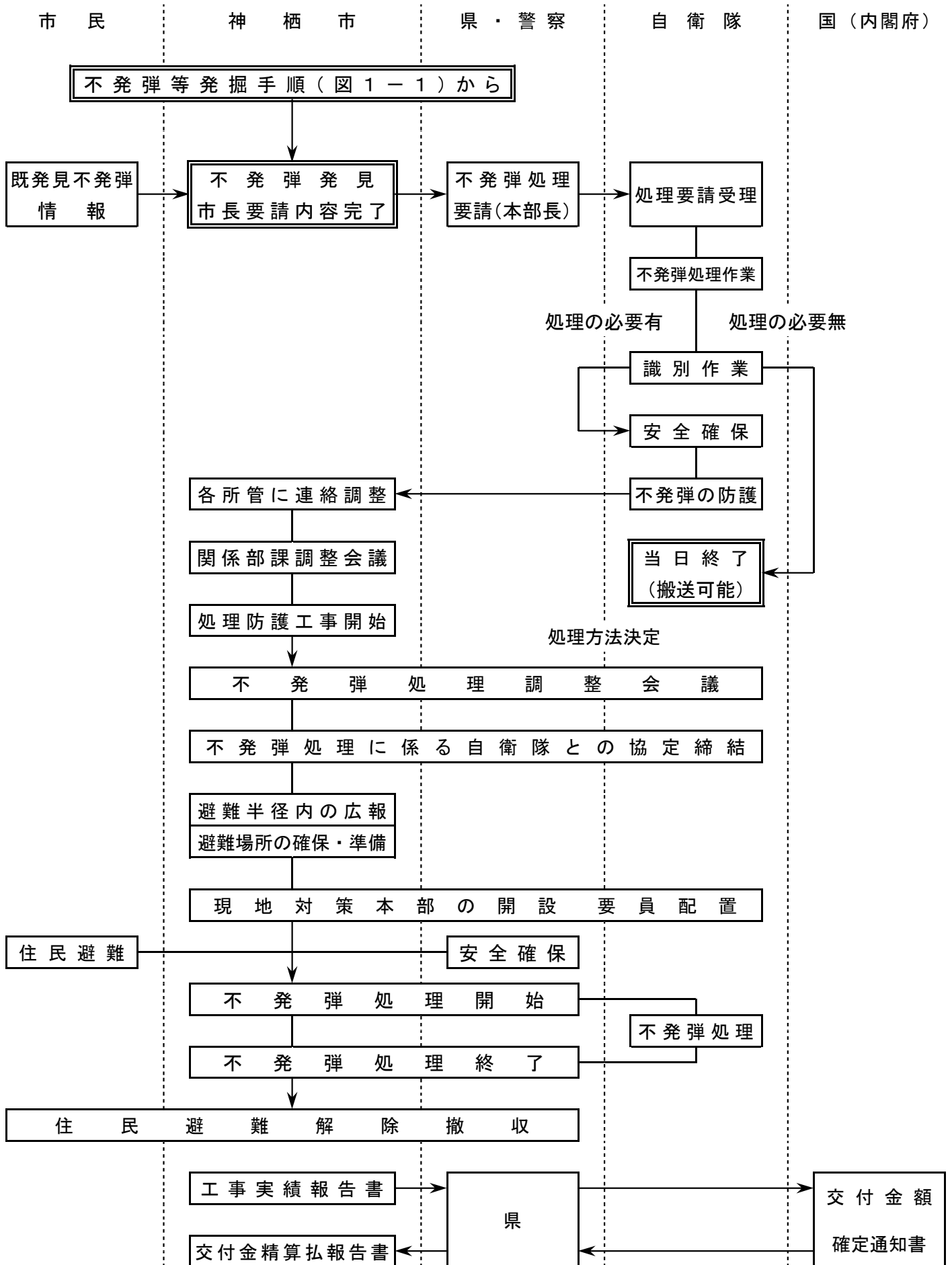
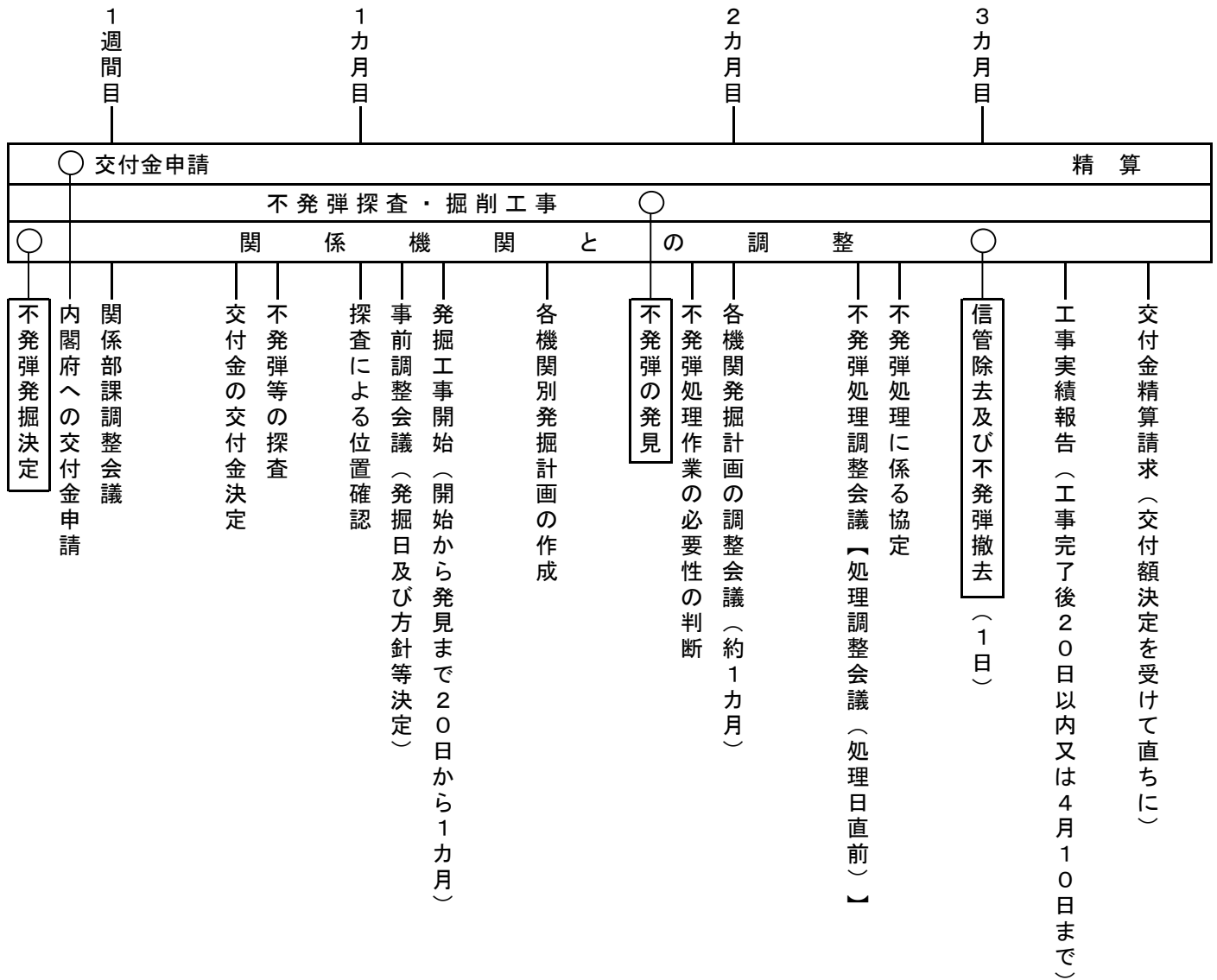
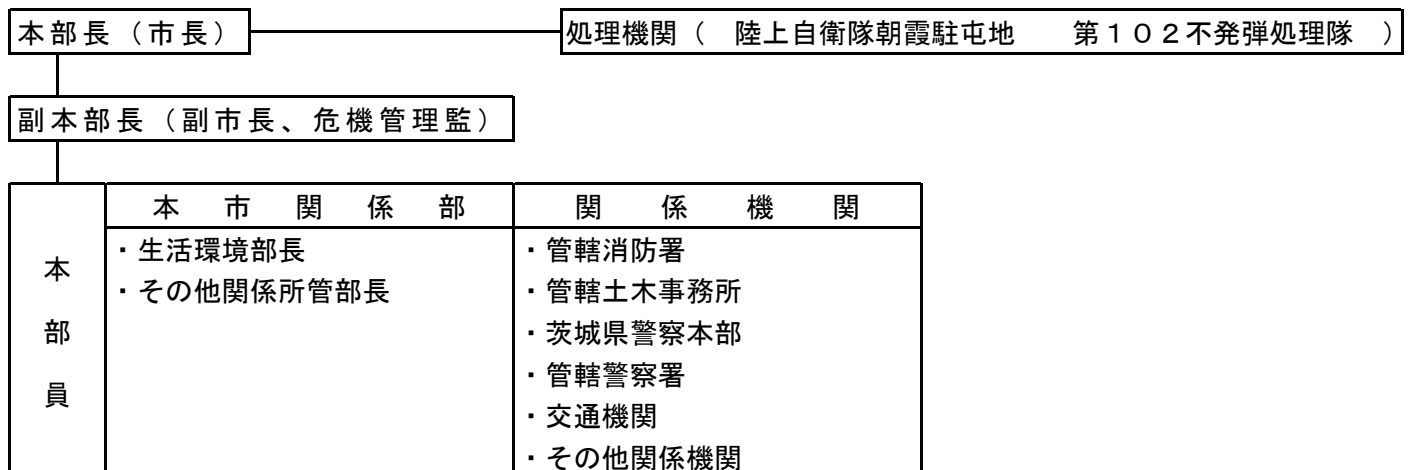


図2 未発見不発弾等の発掘及び処理日程



- (注) 1 処理日程は、発掘工事の期間等を考慮し、信管除去日を自衛隊と調整して決定のうえ、その日を基準として作成する。
- 2 信管除去は、信管の状況等によって一様でないため、不発弾の発見と自衛隊の信管確認までは、不確定な要素が残ることもある。

図3 不発弾処理に伴う市本部の組織及び構成





不発弾処理に伴う本市及び各機関の事務分掌

【神栖市】

機関名及び所属		役割分	担
市	市長公室	1	地元説明準備等・折衝及び広報（事業所等機関・住民）に関すること。
	総務部	2	警戒区域からの避難対応に関すること。
	企画部	3	市本部における報道対応に関すること。
	生活環境部	1	地元説明に関すること。
		2	処理日程等の立案・処理計画に関すること。
		3	避難計画の立案に関すること。
		4	対策本部の設置及び運営に関すること。
		5	事前調査及び処理決定に関すること。
		6	自衛隊との連絡調整に関すること。
		7	県警察との連絡調整に関すること。
		8	鉄道機関・バス機関との連絡調整に関すること。
		9	内閣府との連絡調整及び交付金申請事務に関すること。
10		処理に伴う予算執行に関すること。	
11	関係消防署との連絡調整に関すること。		
12	その他処理に伴う総合調整に関すること。		
所	福祉部	1	避難所の開設・運営・閉鎖に関すること。
	健康増進部	2	応急救護所の開設に関すること。
		3	救護活動に関すること。
		4	主要病院医療施設の確保、入院患者の保護に関すること。
		5	関係福祉保健センターとの連絡調整に関すること。
都市整備部	1	処理工事の見積・設計に関すること。	
	2	探査・発掘・建物等の移転に関すること。	
	3	交通規制の調整に関すること。	
水道課	1	施設の発災対応に関すること。	
	2	本部への応急給水に関すること。	
教育委員会	1	公立の幼稚園、小学校、中学校における安全確保に関すること。	
その他の関係部	1	処理の内容に応じた事務に関すること。	
関係機関	消防署	1	消防特別警備の実施に関すること。
	2	救急活動の実施に関すること。	
土木事務所	1	交通規制の調整に関すること。	
	2	施設の発災対応と広報に関すること。	

【関係機関】

機 関 名 及 び 所 属		役 割 分 担
自 衛 隊		1 処理の実施に関する事。
警 察		1 自衛隊に対する処理要請に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 警戒区域内の防犯・警備に関する事。
交 通 機 関		1 鉄道・バス等影響路線の運行計画に関する事。
そ の 他 の 機 関	東 京 電 力	1 施設の発災対応と広報に関する事。 2 現地対策本部等の電源設備確保に関する事。
	東 京 ガ ス	1 施設の発災対応と広報に関する事。
	N T T	1 施設の発災対応と広報に関する事。 2 現地対策本部等の通信設備確保に関する事。

※ このほか、不発弾の埋没が予想される施設や場所又は不発弾が発見された施設や場所に関係する国や県の機関、その他の機関については、処理の内容に応じた事務を担当する。

※ 海上における処理の場合は、自衛隊に対する処理要請は海上保安庁が行うなど本表の機関構成及び業務等の分担と異なる場合があるが、概ね本表に準じた体制とする。